

③ キャリアアップに資する教育訓練

キャリアアップ措置の種別		
イ	入職時等基礎的訓練	
ロ	職能別訓練	
ハ	職種転換訓練	
ニ	階層別訓練	
ホ	その他の教育訓練	
	具体的な教育訓練	補足説明
イ	GCP 導入研修	新薬開発においては、薬機法に基づく GCP：医薬品の臨床試験の実施の基準に従って業務をすることが規程で定められている為、対象者が業務の概要を理解できるよう、倫理、法律、医薬品開発のプロセス、病態・疾患、標準業務手順書等を学習する。
イ	マナー研修	企業としての挨拶、敬語、基本的なマナー、勤務先でのマナーを学習する。
イ	コンプライアンス研修	企業として守るべき規則、守秘義務、機密事項の厳守、企業理念、行動指針等を学習する。
ロ	GCP 基礎研修	GCP 導入研修で学んだ GCP 省令について、さらに詳細な説明と事例を交えて、書面の内容と実務を結びつけ、より品質、倫理性の高い業務が行えるような研修を行う。
ロ	施設責任者研修	臨床試験の実務を担当する際、チームを組んで業務を進めている。その際、各施設のリーダーとして、日頃行うべき業務手順、試験毎に確認する業務手順など、業務手順を理解し、責任ある立場になる際の研修。
ロ	プロジェクトリーダー研修	臨床試験のプロジェクト毎にリーダーを立て、業務手順の統一、進捗の推進、情報の共有を行っている。プロジェクトリーダー業務の基本的な考え方、実際の業務について学習する、より責任ある立場になる為の研修。
ロ	プロトコル勉強会	臨床試験毎に治験実施計画書（プロトコル）が製薬会社により作成され、プロトコルの理解を深め、統一した見解で業務ができるようプロトコル勉強会に担当者は必ず参加する。またこれまで経験していない領域・疾患の業務を担当する際には、新たな疾患の知識を学び、開発医薬品の意義、薬剤の特徴を学習する。
ロ	GCP 継続研修	GCP 導入研修で学んだ業務手順、関連法規、業務事例等について、より具体的な事例を共有する研修。自身が担当していない領域、試験の知識、見聞を広げ、自己啓発の推進を促し、業務の遂行及び業務の幅を広げることへつなげている。